

エネルギー政策の抜本的な見直し等を求める意見書

エネルギー需給の施策に関し責務を有する国においては今日まで、原子力の利用に当たり安全の確保を旨としていることを標榜しながら、我が国のエネルギー供給の自立性や、より効率的で、将来にわたるエネルギーの安定供給を目指してきたところである。

しかし、3月11日に発生した東日本大震災により、福島第一原子力発電所では深刻で重大な事故が発生し、法律に基づいた我が国初の原子力緊急事態宣言が発令された。その後、事故の深刻度は、国際原子力事情評価尺度（INES）による暫定評価で、最悪のレベル7に引き上げられた。事故から既に3カ月が経過し、今なお緊迫した事態が続き、周辺地域では広範囲な避難が長期化し、多くの住民が避難生活を余儀なくされ、さらに地域経済の大幅な悪化や、農林漁業、観光業に対する風評被害も深刻化している。

一方、福井県には14基の原子力発電所が立地し、しかも、その周辺にも主要活断層帯が存在していることは多くの人が知っているところである。敦賀原発から20キロメートル圏内におよそ半分が入る本市は、気象マップの風向風速図によれば、一連の風向きが本市に向いており、盆地を形成する地形上、市内全域に放射性物質が拡散することが懸念される。地震が起きなくても、何らかの原因で事故が発生し、仮に本市が避難区域となれば、県下有数の工業製品出荷額を誇る製造事業所が全面停止、農林水産業が壊滅的な打撃を受けることとなる。市民とともに豊かな未来を築くため営々と築いてきた伝統文化・歴史や地域社会、産業・経済活動が、行政までもが一瞬に崩壊してしまうかもしれず、未だ収束に至っていない今回の事故を目の当たりにして座視することはできない。

今般の過酷な事故は、原子力発電所の隣々接である越前市民に、強い衝撃と不信感、不安を与え、今後のエネルギー政策や原子力発電に対する信頼を大きく損ねることとなった。

よって、原子力災害への対応に責任を有する国においては、かかる事態の早期収束、原因の徹底究明、健康影響等必要な調査継続と情報公開、不安解消に全力で取り組むとともに、老朽化した原子力発電所の運転中止や原子力発電所からの撤退によって、国内すべての原子力発電所の立地地域及び周辺地域の住民の安全・安心が確保できるよう、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 重大な事故において周辺の公衆に悪影響を及ぼしかねない原子力利用の発電所について、敦賀原発3、4号機の増設計画の中止を含め、期限を定めて漸減廃止し、エネルギーの供給構造を抜本的に見直した政策を推進すること。
- 2 原子力安全・保安院を経済産業省から独立させ、権限強化したその規制機関において、長期間供用している原子力発電プラントの経年劣化に関する技術評価を見直すとともに、高経年化した原子力発電施設は、その障害により懸念される重

大事故と、それに伴う避難、一般人への健康被害を回避するため、運転延長を認めないこと。

- 3 国の原子力安全規制については、東日本大震災での地震及びこれに伴う津波の規模を想定した安全基準に、速やかに強化すること。
- 4 原子力防災指針に示されたE P Z(防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)の半径距離を少なくとも20キロメートルに改め、都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能するとともに、広域災害に適切・迅速に対応可能な防災体制を確立するほか、原子力事業所の安全施策実施状況が確認できるよう、原子力安全協定の範囲を同半径距離圏まで拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

福井県越前市議会議長 嵐 等